

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

自然と共に生きる快適環境創出のみち整備計画

2 地域再生計画の申請主体の名称

長野県、佐久市

3 地域再生計画の区域

佐久市の全域

4 地域再生計画の目標

平成17年4月1日に佐久市、臼田町、浅科村、望月町が合併した新佐久市は、長野県の東の玄関口にあたり、中山道各宿場、温泉、神社仏閣、公園などが数多く点在する歴史・文化の香り高い、自然の美しい高原都市である。

近年は北陸新幹線・上信越自動車道の整備などにより人口は増加し、佐久平駅を中心に目覚ましい発展を遂げている。そのため、中心市街地の渋滞は年々激しくなっており、住民生活を営む上で市街地を囲む道路網の整備が課題となっている。

その一方、都市化が進み、林業従事者が減少する中での森林保全も重要な課題となっている。豊かな森林資源を守り育て、後世に受け継ぐためには、間伐・植林などの手入れが必要であり、森林施業が容易に行える林道の整備が地元住民から望まれている。

これら課題を踏まえ、佐久市では道路ネットワークの構築による中心部と周辺地域の一体的な整備を行い新市の発展を図ることとしている。計画的な道路整備は、地域の人々を結ぶと共に、渋滞箇所の解消や、福祉巡回バス運行の拡大、心を癒す観光道路網の整備、森林整備等、新市の一体的なまちづくりに大きく寄与するものとして、市の最重要施策となっている。

旧4市町村の人々、地域、そして産業を通じた新市の一体的なまちづくりを目指し、観光・文化・スポーツ振興など新佐久市を再生する上で、今回計画している「みち整備計画」は必要不可欠な事業である。

このため、本計画により道路及び林道の効率的な整備を行い交通ネットワークを構築し、豊かな自然を守りながら快適環境の創出を図ると共に、各地に点在する観光施設等を結ぶ道路として活用し、もって新市全体の経済活性化に繋げていくこととする。

(目標1) 生活環境の改善

・生活道路の新設・改良による移動時間の短縮(望月地域から市役所、病院、新幹線佐久平駅等への30分以内人口カバー率3.4%向上)

(目標2) 道路整備による渋滞ポイントの解消(3箇所 1箇所)

(目標3) 林業の振興(間伐実施面積:過去3ヵ年平均365ha 383haへ5%向上)

5 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

新市建設計画においては、新佐久市を北部(交流・創造文化・商工業)ゾーン、南部(情報・商業・医療)ゾーン、東部(観光・歴史文化)ゾーン、西部(農業・健康・歴史文化)ゾーン、自然共生ゾーンの5地域に分け、それぞれの特色を活かしたまちづくりの推進を定めている。

「東西幹線」は、新市中央部を東西に横断し各ゾーンを連結する道路として重点的に整備を行う。特に、西部ゾーンは南北に連なる沢沿いの道路が多いため、本地域を横断する生活道路の新設を望む声が強い。本道路の新設は、産業振興や観光面でのネットワーク、さらには道路渋滞の解消や災害時対応など各地域の均衡ある発展により大きく寄与し、各地域のネットワークが構築される。また、本道路が接続を予定しているS26-1号線は現在道路改良を行っており、地域住民の生活道路として国道142号線へのアクセス向上を図っている。

「市道M1215号線(鹿曲川線)」は西部ゾーンの主要道路である。また周囲は山林も多く、森林施業による林産物の運搬路として重要な役割を担っており、継続的に修繕が行われているが、「東西幹線」へ接続する計画であり、さらに重点的な整備を行う。

「市道S33-191号線(東回り幹線)」、「市道S32-137号線(宮田線)」は北部ゾーン・東部ゾーンを南北に縦貫し、「東幹線」としての重要路線である。中心市街地の東側を並行して走る本路線は、慢性的な道路渋滞の緩和や、南北に連なる観光施設を結ぶものとして整備が求められている。周囲は水や緑が豊富で平尾山公園、親水公園といった安らぎの施設整備を行っており、自然にやさしい道路環境整備を実施する。

「林道東山線」、「林道大河原線」は林産物の運搬路として、また森林セラピーを求める観光林道として重要な役割を担っている。これら林道のある自然共生ゾーンは森林資源が豊富であり、森林施業が効率的に実施できる林道の整備は重要である。「林道東山線」は東山観光施設整備事業で行っている周辺の遊歩道整備とあわせ観光施設を結ぶ路線としても整備を行う。また「林道大河原線」は「市道M1215号線(鹿曲川線)」と連携しながら整備を進め、蓼科山周辺の観光施設を結ぶ基幹林道として整備を行う。

以上「東西幹線」、「市道M1215号線」、「市道S33-191号線」、「市道S32-137号線」、「林道東山線」、「林道大河原線」といった市道、林道による効率的な道路ネットワークを構築して新市の均衡ある発展を目指し、豊かな自然を守りながら快適環境の創出を図るものとする。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

整備交付金を活用する事業

[施設の種類(事業区域) 実施主体]

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ・市道S33-191号線(佐久区域) | 平成14年3月29日道路認定、佐久市 |
| ・市道S32-137号線(佐久区域) | 平成12年9月22日道路認定、佐久市 |
| ・市道M1215号線(望月区域) | 昭和63年12月6日道路認定、佐久市 |
| ・東西幹線(佐久・望月区域) | 新設道路認定予定、佐久市 |
| ・林道東山線(佐久・臼田区域) | 千曲川上流森林計画に記載、長野県・佐久市 |
| ・林道大河原線(望月区域) | 千曲川上流森林計画に記載、長野県・佐久市 |

[事業期間]

- ・市道（平成17年度～平成21年度） 林道（平成17年度～平成21年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道4.0 km、林道3.1 km
- ・総事業費 1,586,480千円
 - 市道 1,430,000千円
(うち交付金715,000千円)
 - 林道 156,480千円
(うち交付金 78,240千円)

(5-3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「自然と共に生きる快適環境創出のみち整備計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ・公園整備事業
美しく魅力的な都市空間や水辺空間を創造する公園整備により、市民に安らぎと潤いを与えるまちづくりを推進する。
- ・東山観光施設整備事業
森林セラピーを求める森林遊歩道や休憩所の設置により、ゆとりのある快適な生活を推進する。
- ・中山道望月宿周辺整備事業
良好な自然環境と歴史的空間を活用した散策路や公園などの整備により、かつての宿場町や地域中心街としての賑わいを取り戻し地域の活性化を図る。
- ・市道S26-1号線道路改良事業
東西幹線と国道を結ぶアクセス道路の整備により、道路ネットワークの形成を図り、地域間交流を推進する。

6 計画期間

平成17年度～21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、行政機関と地元住民からなる「佐久市総合計画審議会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし